

# 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、令和6年1月1日から産前産後期間の国民健康保険税の減額措置が講じられることに伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第20条（国民健康保険税の減額）関係

国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる場合、納税義務者に対して課税する所得割額及び被保険者均等割額から、出産予定月又は出産月の前月（多胎妊娠の場合は、出産予定月又は出産月の3か月前）から翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

なお、第1項による減額の措置（低所得者に対する減額措置）を受けている場合には、減額後の被保険者均等割額から、産前産後期間に係る被保険者均等割額を減額する。

### (2) 第21条の3（出産被保険者に係る届出）関係

産前産後期間の減額を受けるための届出に関する規定を整備する。

## 3 施行期日及び適用区分

### (1) 施行期日

令和6年1月1日

### (2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するとして、各年度分の産前産後期間の減額措置の適用期間を明確にする。